

魚津市総合教育会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、魚津市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集手続)

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、会議の日の5日前までに、会議の開催場所及び日時並びに協議又は調整すべき事項を教育委員会に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(議事の進行)

第3条 会議の議事の進行は、市長が行う。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、非公開とするものとする。

(1) いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合

(2) 市として意思決定の前に情報を公開することになる場合

(3) 市長又は教育委員会が会議の公正が害されるおそれがあると認める場合

(4) その他非公開とする必要があると認める場合

2 前項の規定により会議を非公開とする場合は、会議の開会前に市長と教育委員会が協議し、決定するものとする。この場合において、すでに会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）があるときは、当該者は速やかに退場しなければならない。

(会議の傍聴)

第5条 会議は、傍聴することができる。

2 傍聴者は、受付で傍聴者名簿に住所及び氏名を記入した後、係員の指示により傍聴席に着かなければならない。

3 傍聴者の数は、傍聴者用の席数を限度とする。

4 市長は、傍聴席の整理上必要と認めるときは、傍聴券を発行する。

5 傍聴券は、会場当日所定の場所で先着順に交付する。

6 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が傍聴させることが不適當であると認める者
- 7 傍聴者は、傍聴席にいるときは、次の事項を守らなければならない。
- (1) みだりに自席を離れないこと。
 - (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
 - (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
 - (4) 市長の許可を受けないで、写真機、録音機等を持ち込み、使用しないこと。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 8 傍聴者は、前項に規定するもののほか、市長の指示に従わなければならない。
- 9 市長は、傍聴者がこの規定に違反したときは、これを制止し、又はその命令に従わないときは、事務局職員をしてこれを退場させることができる。
(議事録)
- 第6条 法第1条の4第7項の規定による議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 出席者の氏名
 - (2) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- 2 議事録を作成したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
(庶務)
- 第7条 会議の庶務は、企画政策課において処理する。
(細則)
- 第8条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。
- 附 則 (平成27年9月3日企第349号市長決裁)
この要領は、決裁の日から施行する。